

# 福岡県公報

平成29年2月28日  
第3871号

## 目次

### 告示(第129号-第139号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定の辞退 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 6

### 公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ..... 7
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 8
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ..... 8

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ..... 9
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ..... 9
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 10

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (下水道課) ..... 11

## 告示

### 福岡県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米城島線 大川	大川市大字鐘ヶ江749番先から 大川市大字鐘ヶ江6番1先まで

### 福岡県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月4日福岡県告示第958号豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画下水道事業豊前公共下水道

3 事業施行期間

平成29年10月16日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年12月福岡県告示第958号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第131号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年4月15日福岡県告示第683号苅田都市計画下水道事業苅田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業苅田公共下水道

3 事業施行期間

平成7年2月27日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年4月福岡県告示第683号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第132号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 宮尾台

2 区域の所在地 遠賀郡水巻町宮尾台

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
遠賀郡水巻町吉田南四丁目	683番2	1号から5号まで
遠賀郡水巻町宮尾台	681番3	6号、7号
	681番24	8号
	681番22	9号
	681番21	10号
	681番17	11号

**福岡県告示第133号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生386	はら眼科クリニック	糟屋郡篠栗町大字篠栗 4915 番地 2	H 29・1・1
粕生387	ばばクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原 2924 - 2	H 29・1・1
福津生59	勝浦クリニック	福津市勝浦 3154 - 2	H 29・1・1
古生57	こでまり小児科クリニック	古賀市今の庄二丁目2番12号	H 29・1・1
大野生136	医療法人健美会 にしこころの診療所	大野城市下大利一丁目13番1号	H 29・1・1
大野生137	ひかり皮ふ科クリニック	大野城市紫台1-5	H 29・2・1
春生173	医療法人いわい内科クリニック	春日市須玖北七丁目1-1	H 29・1・1
春生172	石津病院	春日市大谷一丁目73番地	H 29・1・1
糸島地生113	糸島こどもとおとなのクリニック	糸島市志摩井田原 63 番地 1	H 29・1・1
糸島地生112	あだち脳神経外科クリニック	糸島市志摩津和崎 60	H 29・1・1
糸島地生114	さくらクリニック	糸島市篠原東一丁目13-3	H 29・2・1
う生43	安元整形外科	うきは市浮羽町朝田 13 番地 1	H 29・1・1
大生451	メンタルクリニック滴水苑	大牟田市大字今山 3444	H 29・1・1
飯生325	医療法人健蘭会 石橋外科内科医院	飯塚市伊岐須 847 番地 5	H 29・1・1

飯生326	岡眼科飯塚クリニック	飯塚市川津 371 番 1	H 29・2・1
田生187	岡部内科循環器内科	田川市平松町 13 番 6 号	H 28・12・1
中生92	豊川内科・循環器内科クリニック	中間市通谷二丁目 24 - 1	H 29・1・1
粕生歯65	はかたの森歯科こども歯科	糟屋郡志免町南里二丁目1-18	H 29・1・1
像生歯78	にしぐち歯科クリニック	宗像市自由ヶ丘南二丁目2番7号	H 29・1・1
筑紫地生8	高山歯科医院	筑紫郡那珂川町五郎丸一丁目1-101	H 29・1・1
糸島地生歯51	糸島こどもとおとなのクリニック	糸島市志摩井田原 63 番 1	H 29・1・1
南筑後生歯5	もりみつ歯科クリニック	八女郡広川町大字長延 1029 - 1	H 29・2・1
田川生歯127	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田 1204 - 3	H 29・1・1
宮生歯21	医療法人能凜会 えとう歯科クリニック	宮若市本城 1132 番地 1	H 28・12・1
行生歯85	加茂デンタルクリニック	行橋市行事七丁目12番21号	H 29・1・1
大野生薬84	サンアイ薬局 大野城店	大野城市紫台1-5	H 29・2・1
糸島地生薬67	きらり薬局糸島店	糸島市篠原東一丁目13-2	H 29・2・1
飯生薬167	あいあい薬局飯塚店	飯塚市徳前 18 - 3 - 1 階	H 29・1・1
飯生薬168	株式会社 河上薬局	飯塚市菰田西二丁目266-14	H 29・1・1
宮生訪6	セノーテ訪問看護ステーション	宮若市竹原 355 - 1	H 29・2・1
行生訪15	アバン・訪問看護ステーション	行橋市大字大野井 871 番地 1 ファミリーホーム・アバン3号館	H 29・1・1

**福岡県告示第134号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生370	はら眼科クリニック	糟屋郡篠栗町大字篠栗 4915 番地 2	H 28・12・31
粕生375	ばばクリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原 2924 - 2	H 28・12・31
福津生 3	勝浦診療所	福津市勝浦 3154 - 2	H 28・12・31
古生56	こでまり小児科クリニック	古賀市今の庄二丁目 2 - 12	H 28・12・31
大野生130	にし こころの診療所	大野城市下大利一丁目 13 番 1 号	H 28・12・31
春生157	いわい内科クリニック	春日市須玖北七丁目 1 - 1	H 28・12・31
春生162	石津病院	春日市大谷一丁目 73 番地	H 28・12・31
糸島地生 102	あだち脳神経外科クリニック	糸島市志摩津和崎 60	H 28・12・31
大川生45	田中医院	大川市大字三丸 1363 - 4	H 28・12・31
飯生17	石橋外科胃腸科医院	飯塚市伊岐須 847 - 5	H 28・12・31
田生135	岡部内科循環器科	田川市平松町 13 - 6	H 28・11・30
中生85	豊川内科・循環器科クリニック	中間市通谷二丁目 24 番 1 号	H 28・12・31

田生138	医療法人明寿会 加治医院	田川市大字川宮 1569 の 2	H 28・12・31
像生歯77	医療法人一会 自由ヶ丘南歯科	宗像市自由ヶ丘南二丁目 2 - 7	H 28・12・31
筑紫生歯80	フレンド歯科	筑紫野市塔原東三丁目 8 - 6 (滝 C 棟)	H 28・11・30
宮生歯19	えとう歯科クリニック	宮若市本城 1132 - 1	H 28・11・30
行生歯82	加茂デンタルクリニック	行橋市行事七丁目 12 - 21	H 28・12・31
田川生薬26	有限会社牛隈調剤薬局 米田	田川郡川崎町大字川崎小大山 459 - 3	H 29・1・6
飯生薬79	河上薬局	飯塚市菰田西二丁目 266 - 14	H 28・12・31

**福岡県告示第135号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生 65	古賀内科・呼吸器内科クリニック	朝倉宮野 1881 - 1	朝倉市宮野 1880 - 8	H 28・11・28
直生薬 71	やまと調剤薬局	直方市大字頓野 3814 - 9	直方市大字頓野 3897 - 8	H 28・11・24
行生訪 11	榎屋相談薬舗訪問看護ステーション	行橋市大橋三丁目 9 - 29	行橋市行事四丁目 19 - 7	H 28・12・1

## 福岡県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ29	山下 晴子（菜の花治療院）	大牟田市不知火町二丁目8-5	H 29・2・1
大生マ30	岡 英二（菜の花治療院）	大牟田市不知火町二丁目8-5	H 29・2・1
田生マ34	渡邊 節子（訪問マッサージ サムズアップ）	田川市大字夏吉 494 番地 1	H 29・1・1
行生マ10	馬場 敦生（訪問マッサージおだやか）	行橋市大字稲童 3106 番地 46	H 29・1・1
行生マ11	松本 勝己（訪問マッサージおだやか）	行橋市大字稲童 3106 番地 46	H 28・10・1
行生マ12	永井 誓雄（訪問マッサージおだやか）	行橋市大字稲童 3106 番地 46	H 28・9・1
飯生マ72	中野 明（訪問マッサージクレヨン）	飯塚市川津 95 - 296	H 29・1・4
飯生マ73	濱田 幸伴（訪問マッサージクレヨン）	飯塚市川津 95 - 296	H 29・1・6
直生柔45	池浦 正典（STREXZEN 和整骨院直方院）	直方市古町 17 - 2	H 28・12・1
中生柔37	迎 朝治（むかえ整骨院）	中間市中尾二丁目 14 - 17	H 29・1・3
小生柔24	矢永 一成（結城整骨院）	小郡市小郡 278 - 9	H 29・2・1

筑紫生柔76	舩岡 純（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	H 29・1・19
像生柔104	倉光 伸（神湊整骨院）	宗像市神湊 904	H 29・1・1
古生柔39	長 泰弘（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 29・1・24
粕生柔142	藤永 良典（長者堂整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目15-17	H 29・1・4
大野生はき9	船越 大蔵（たぐち鍼灸整骨院）	大野城市下大利一丁目6-22	H 29・1・12

## 福岡県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生マ69	園田 圭太（飯塚療養サポート）	飯塚市菰田西二丁目5-30-202	H 29・1・4
大生柔70	山下 学（一の浦整骨院）	大牟田市一浦町 126 の 4	H 28・12・31
直生柔38	名城 かれん（整骨院 長生庵）	直方市新知町 6 - 48	H 29・1・5
朝倉生柔22	當銘 千夏（よねまる）	朝倉市一木 635 - 1	H 28・11・30
粕生柔85	長 泰弘（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 29・1・23

## 福岡県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
北筑後生 柔8	井上 洸輔（よね整骨院）	朝倉郡筑前町依井 364 - 12	H 28・11・30
北筑後生 柔9	浦田 涼介（よね整骨院）	朝倉郡筑前町依井 364 - 12	H 28・11・30

#### 福岡県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 氏名（名称）の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
直生柔 40	高倉 大宗（整骨院 長生庵）	高倉 大宗（整骨院 長生庵飯塚院）	直方市新知町 6 - 48	H 29・1・5
飯生柔 44	安藤 隆二（整骨院長生庵飯塚院）	安藤 隆二（整骨院 長生庵）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1F	H 29・1・5

飯生柔 77	西村 まどか（整骨院長生庵 飯塚院）	西村 まどか（整骨院 長生庵）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1階	H 29・1・5
京生柔 28	西野 剛（整骨院 長生庵）	西野 剛（長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	H 29・1・5

#### 2 住所（所在地）の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生柔 40	高倉 大宗（整骨院 長生庵飯塚院）	直方市新知町 6 - 48	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1階	H 29・1・5
飯生柔 44	安藤 隆二（整骨院 長生庵）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1F	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	H 29・1・5
飯生柔 77	西村 まどか（整骨院 長生庵）	飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1階	直方市新知町 6 - 48	H 29・1・5
京生柔 28	西野 剛（長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	田川市大字伊 2741 - 11	H 29・1・5
京生柔 35	前田 康成（整骨院 長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目 5 - 10	直方市新知町 6 - 48	H 29・1・5

## 公 告

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 処分を受けた事業者

##### (1) 名称

株式会社アクセスライン

(2) 所在地  
古賀市青柳765番地1

(3) 代表者  
代表取締役 宮崎 正勝

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年2月10日

4 処分の理由

株式会社アクセスラインは、平成28年9月23日午前10時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営北野地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成29年2月28日から 平成29年3月29日まで	久留米市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営北野地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成29年2月28日から 平成29年3月29日まで	久留米市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市泉中央五丁目1146番1、1146番9から1146番62まで、1175番1、1175番2、1175番5から1175番7まで、1181番1及び1181番6から1181番9まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡水巻町二西三丁目20番20号

株式会社エイダイハウジング

代表取締役 小袋 美枝子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原文久2084番1及び2085番から2087番まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市大字西谷202番地1

有限会社セフティワン

代表取締役 宮田 和美

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大川市	平成26年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	新田の一部	平成29年2月16日
みやま市	平成26年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町上庄の一部	平成29年2月16日

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成25年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	西蒲池	平成29年2月16日
みやま市	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町下庄の一部	平成29年2月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量、4級基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区 大字塩屋ほか	平成29年1月20日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市（一部）	平成29年2月13日から 平成29年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類



基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字猿喰	平成29年1月25日から 平成29年3月15日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市村山田字亀ノ甲1379番4及び1380番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市日の里七丁目13番地11ツインA棟102号

花田 朝一

公安委員会

福岡県公安委員会告示第47号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年2月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年4月28日（金） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第48号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年2月28日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年4月11日（火） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成29年4月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成29年4月24日（月） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市行事三丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第49号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年2月28日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年5月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年5月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年5月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 雑 報

### 福岡県汚水処理構想策定委員会公告

福岡県汚水処理構想（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第2項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出して下さい。

平成29年2月28日

福岡県汚水処理構想策定委員会委員長 後藤 俊一

#### 1 意見募集の対象となる事案

福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～（案）

#### 2 事案の要旨

福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～（案）

第1章 はじめに

第2章 汚水処理に係る現状と課題

第3章 策定方針と取り組み

第4章 汚水処理構想

第5章 目標達成に向けて

第6章 整備完了時の普及状況の見通し

第7章 広域的な連携の可能性【参考】

#### 3 事案の閲覧場所

- (1) 福岡県のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
- (2) 県民情報センター・県民情報コーナー
  - ・県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）
  - ・北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
  - ・筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
  - ・筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
  - ・京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

#### 4 意見の提出期間

平成29年2月28日から平成29年3月14日まで（必着）

#### 5 意見の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、Fax又は電子メールにて提出すること。

#### 6 意見書の提出先

福岡県建築都市部下水道課

（住所）〒821-8577 福岡市博多区東公園7-7 県庁北棟7階

（Fax） 092-632-6103

（電子メール） gesuido@pref.fukuoka.lg.jp

（問合せ先） 092-643-3728

(別紙)

## 意見書

平成 年 月 日

福岡県 建築都市部 下水道課 あて

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

住 所： \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

「福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～（案）」に関し以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合は、ページ番号を記載すること。